

鳥取県学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（学校栄養主任等）</u> 第33条の2 特別支援学校に、<u>学校栄養主任及び学校栄養職員（以下「学校栄養主任等」という。）</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校栄養主任等は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。</u></p> <p>3 <u>学校栄養主任等は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	<p><u>（学校栄養職員）</u> 第33条の2 特別支援学校に、<u>学校栄養職員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>学校栄養職員は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。</u></p> <p>3 <u>学校栄養職員は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p><u>（寄宿舍指導員）</u> 第34条 <u>寄宿舍指導員は、上司の命を受け、寄宿舍における児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。</u></p>
<p><u>（寄宿舍主任等）</u> 第34条 <u>寄宿舍を設ける学校に、寄宿舍主任及び寄宿舍副主任を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>寄宿舍主任は、上司の命を受け、寄宿舍指導員の業務に従事するとともに、寮務主任又は舎監を補佐する。</u></p> <p>3 <u>寄宿舍副主任は、上司の命を受け、寄宿舍指導員の業務に従事するとともに、寄宿舍主任を補佐する。</u></p> <p>4 <u>寄宿舍主任及び寄宿舍副主任は、寄宿舍指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。